第449号



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則**規 則** 告

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 ○指定納付受託者を指定した件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

県

○水防警報を発する河川を指定する件 告

福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三

 $\stackrel{\equiv}{=}$

福島県警察本部

福

島

公

○浸水想定区域を指定した件

○落札者を決定した件

規 則

福島県税条例施行規則の 令和六年 一月十九日 部を改正する規則をここに公布する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二号

正する。 福島県税条例施行規則 『県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 の一部を次のように改

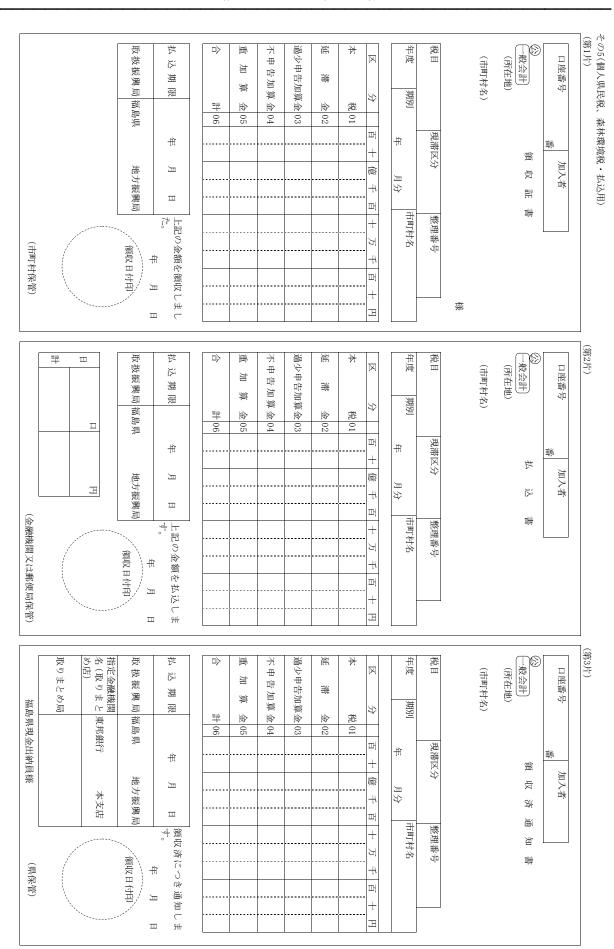
える。 第十三条第一項第二号中 「徴収金」の下に「若しくは森林環境税に係る徴収金」を加

る。

条の五第七項」に改める。 百三十九条の五第三項」に改め、同条第八項中「第四十八条第七項」を「第七百三十九 第五十九条第一項から第三項まで及び第五項第一号中「第四十八条第三項」を「第七

第十四条の二第一号中「及び市町村民税」を「、市町村民税及び森林環境税」に改め

第七号様式その五を次のように改める。



胀
/9
7
9
27
2標3
Ä
()
第59
9%
深深
$\overline{}$
深

淅	備	徴収	徴収	後の日本	Ą	峇			
		徴収の引継ぎ(引受け)をする期間	徴収の引継ぎ(引受け)をする徴収金	徴収の引継ぎ(引受け)をする滞納者 の住所(居所)及び氏名	その徴収を {引き受けます。	地方税法第739条の5第3項本文の規定により、下記のとおり、個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金について、		地方振興局長 様市 町 村 長 様	
				住所(居所) 氏 名		定により			
				所) 名), T			具市森
						ال 20 5			門林
		4				2;			民村環
		年				画			民 既 税税烧
						人の県			的分割
		Я	件			民税			垃
						画			<u> </u>
		日から				(の市町村目			受禁事
		年	田			長税及び森林環境税に (市 町 村 長 地方振興局長		
		月				系る徴収金		年月	
		日まで				について、	名回	ш	

第79号の3様式(第59条関係)

令和6年1月19日 金曜日

第	第 号 個人県民税・市町村民税・森林環境税徴収引継(滞納処分続行)通知書										
									年	月	月
			様								
							福島県	坩	也方振興局長 知:		
	年度	期別	納其	阴限	税	額	督促手数料	延滞金	加算金	滞納处	L分費
			•	•							
			•	•							
滞			•	•							
納			•	•							
金			•	•							
額			•	•							
			•								
			•	•							
				•							
○ 上記の金額について、地方税法第739条の5第3項本文の規定に基づき、 年月日から 年月日までの期間、()市町村から徴収の引継ぎがありましたので通知します。											
○ 上記の金額について、地方税法第739条の5第3項ただし書の規定に基づき、滞納処分 の続行をします。											

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第三十六号

のとおり指定した。 より、福島県一般旅券発給申請等手数料条例に基づく手数料に係る指定納付受託者を次 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一条の二の三第一項の規定に

令和六年 一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定納付受託者の名称及び所在地 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

指定納付受託者に指定した日 令和五年十一月二日

(国際課旅券室)

福島県告示第三十七号

県

次の病院を令和六年一月十七日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号) 第 一条第一項の規定により、

令和六年一月十九日

島

福

推進機構 二本松病院

福島県知事 内 堀 雅 雄

認定有効期限

名称 独立行政法人地域医療機能 所在地 二本松市成田町一丁目五五三 令和九年一月 一六日

(地域医療課)

福島県告示第三十八号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年 項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 情報室に備え置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民 | 月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一

令和六年 一月十九日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

> 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 ツルハドラッグ福島笹木野店 福島県福島市笹木野字大金谷南三番地

> > ほか

1 騒音の発生に係る事項

税

務

課

- る場合には事前に周辺住民に説明を行い、理解を得ること。 きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業があ 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されるため、 荷捌
- う注意喚起に努めること。 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、 カーステレオ等が騒音とならないよ
- 生活環境を損ねないよう十分留意し、周辺住民に事前に周知説明した上で防音壁〕 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種の選定等にあたっては、周辺住民の 設置を検討すること。
- 接する住居から離すよう配慮すること。 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、 駐車位置を隣
- 2 廃棄物の発生に係る事項
- いては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、 再資源化できるものにつ
- 廃棄物の処理にあたっては、適正に処理すること。
- 3 街並みづくり等への配慮等
- 福島市に都市計画法上の景観地区はない。 都市計画法(景観地区)について、事前協議済み(九月上旬)となっているが、 (頁届十四)
- □ 屋外広告物については、建植、壁面等の表示内容について必ず事前相談を行う
- \equiv 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十九号

年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六 業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第四

令和六年一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- Paix Paix 福島県いわき市平六町目四番二ほか
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

福

30

福島県告示第四十号

年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四 置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び桑折町産業振興課に備え

令和六年一月十九日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内 堀

雅

雄

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 いちい桑折店 福島県伊達郡桑折町字堰合一番四ほか

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十一号

発する河川として、次の河川を指定する。
水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を

令和六年一月十九日

福島県知事 内 堀 雅

雄

地蔵川 河川名 右 左岸 相馬市大坪字祇園地内から海まで相馬市大坪字祇園地内から海まで 区 域

(河川整備課)

公

告

想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。 第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が 川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び 公告第六号 浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第二項第一号の規定により、地蔵

務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。 この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事

令和六年 一月十九日

福島県知事 内 (河川整備課 堀 雅 雄

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年1月19日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

福島県公安委員会規則第1号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1郡山北警察署の部富田交番の項中「備前舘一丁目、備前舘二丁目、名郷田一丁目、名郷田二丁目」を「名郷田一丁目、名郷田二丁目、備前舘二丁目」に、「及び富田東六丁目」を「、富田東六丁目、富田西一丁目、富田西二丁目、富田西三丁目、富田西五丁目及び富田西六丁目」に改め、同表いわき東警察署の部泉交番の項中「泉町、」を削り、「泉町黒須野」の次に「、泉町」を、「泉もえぎ台三丁目」の次に「、泉滝尻一丁目、泉滝尻二丁目及び泉滝尻三丁目」を加える。

別表第2猪苗代警察署の部裏磐梯駐在所の項位置の欄及び所管区の欄を次のように改める。

耶麻郡北塩原村大字桧原

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1郡山北警察署の部富田交番の項の改正規定は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第136条の3の規定に基づき郡山市長が行う同法第103条第4項の規定による県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業の換地処分に係る公告があった日の翌日から施行する。

(警務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察デジタル変革推進事業に係るシステム構築委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年1月19日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 業務の名称及び数量
 - 福島県警察デジタル変革推進事業に係るシステム構築委託 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
- 令和5年11月17日4 落札者の氏名及び住所
 - 株式会社アクセンディ 福井県福井市みのり四丁目14番17号
- 5 落札金額
 - 650,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 - 令和5年9月22日

(会 計 課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。